

負担限度額認定制度 判定フロー図

対象の介護サービス^{＜注 1＞}を利用する（利用予定のある）被保険者（以下、本人）と、本人と同じ世帯にいる方全員が区市町村民税非課税者ですか？

はい、全員が非課税者です。

いいえ、課税者がいます。

非該当（1）

本人に配偶者（内縁関係も含む）はいらっしゃいますか？

はい、同じ世帯にいます。

はい、別の世帯にいます。

配偶者はいません。

配偶者の方も区市町村民税非課税者ですか？

はい

いいえ

非該当（1）

本人の合計所得額＋課税年金収入額＋非課税年金（遺族年金・障害年金等）収入額（以下、収入額）と預貯金等の資産の合計額^{＜注 2＞}が①～③のいずれかに当てはまりますか？

①収入額は82万6,500円以下で、預貯金等の資産は650万円（夫婦の場合 1,650万円）以下

②収入額は82万6,500円超120万円以下で、預貯金等の資産は550万円（夫婦の場合 1,550万円）以下

③収入額は120万円超で、預貯金等の資産は500万円（夫婦の場合 1,500万円）以下

※老齢福祉年金受給者及び第2号被保険者（40～64歳）の方は、預貯金等の資産は1,000万円（夫婦の場合は、預貯金等の資産は2,000万円）以下

当てはまります。

当てはまりません。

該当

非該当（2）

非該当（1）の方は、一定の要件を満たすと、認定されます。詳しくは次ページをご覧ください。
非該当（2）の方は、預貯金等の資産が基準額以下になりましたら、ご申請ください。

＜注 1＞施設サービスや短期入所サービス（※有料老人ホームやグループホーム等は対象外）

＜注 2＞預貯金、有価証券、現金等の合計額から、負債（住宅ローン等）を差し引いた金額

課税層に対する特例減額措置について

非該当（１）の方は、以下の要件をすべて満たすと、特例として食費や居住費の軽減を受けることができます。

- ①その属する世帯の構成員が２以上（同一世帯に属していない配偶者も構成員として計算）
- ②介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設に入所・入院し、利用者負担第４段階の食費・居住費を負担
※ショートステイの利用には適用されません。
- ③世帯の年間収入から施設の利用者負担（１～３割の介護サービス費、食費、居住費）の見込額を除いた額が
８２万６,５００円以下
 - ・世帯：施設入所にあたり世帯分離した場合でも、世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算
 - ・収入：公的年金等の収入金額＋合計所得金額
- ④世帯の現金、預貯金等の額が４５０万円以下（預貯金等には有価証券、債券等も含まれる）
- ⑤世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を有していない
- ⑥介護保険料を滞納していない



【特例減額措置の内容】

食費・居住費のいずれかまたは両方において、負担限度額の第３段階②の額が適用されます。

【申請について】

申請される場合は、ご案内をお送りいたしますので、下記の間合せ先までご連絡ください。

なお、申請には入所（入院）施設からの費用の見積もりが必要となりますので、あらかじめご準備ください。

認定期間は、区が申請書を受理した日の属する月の初日から次の７月末までです。

<参考> １日あたりの負担限度額

利用者 負担段階	居住費の負担限度額							食費の負 担限度額
	ユニット型		従来型個室		多床室			
	個室	個室の 多床室	特養	老健・ 医療院	特養	老健・医療院 で室料の 徴収あり	老健・医療院 で室料の 徴収なし	
第3段階②	1,470 円	1,470 円	980 円	1,470 円	530 円	530 円	430 円	1,420 円

間合せ先

大田区役所福祉部介護保険課 給付担当

〒１４４-８６２１ 大田区蒲田 ５-１３-１４

電話番号 ０３-５７４４-１６２２